

## 町長提出議案

件名	議決結果	議決月日
令和2年度松前町一般会計予算	原案可決	3月5日
令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算	原案可決	3月5日
令和2年度松前町介護保険特別会計予算	原案可決	3月5日
令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	3月5日
令和2年度松前町水道事業会計予算	原案可決	3月5日
令和2年度松前町病院事業会計予算	原案可決	3月5日
令和元年度松前町一般会計補正予算（第8回）	原案可決	3月4日
令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	原案可決	3月4日
令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5回）	原案可決	3月4日
令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	原案可決	3月4日
令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第4回）	原案可決	3月4日
令和元年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）	原案可決	3月4日
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	3月5日
松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	3月5日
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原案可決	3月5日
地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原案可決	3月5日
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	3月5日
松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	3月5日
松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	3月5日
渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について	原案可決	3月5日
松前町財政調整基金の支消について	原案可決	3月5日

## 令和2年松前町議会

# 第1回定例会

3月4日～5日

令和2年松前町議会第1回定例会は、3月4日に開会し、5日閉会しました。  
 今回の議会は、町長から21件、議員から3件の議案が提出され、いずれも原案どおり可決されました。  
 提出された議案は左表のとおりです。

## 議員提出議案

### ■厚生文教常任委員会委員長発議

件名	議決結果	議決月日
子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書について	原案可決	3月5日

### ■梶谷康介議員発議（賛成者：全議員）

件名	議決結果	議決月日
民族共生の未来を切り拓く決議について	原案可決	3月5日
新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について	原案可決	3月5日

## 令和2年度予算

**一般会計**  
**予算総額**  
 45億7千6百70万円  
 歳入歳出予算の総額は45億7千6百70万円、前年度対比3億1千9百50万円の減少となっています。

一般会計予算の詳細は、別冊「まちの予算書」をご覧ください。

**国民健康保険特別会計**  
**予算総額**  
 11億2千百万円

歳入歳出予算の総額は11億2千百万円で前年度対比1億2千6百万円の減少となっています。

歳入は、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金などとなっています。歳出は、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費などを計上しています。

### 介護保険特別会計

保険事業勘定の予算総額  
 10億1千4百26万9千円  
 サービス事業勘定の予算総額  
 1千6百9万3千円

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は10億1千4百26万9千円で前年度対比2千18万6千円の増加となっています。  
 歳入は、保険料や国庫支

出金、支払基金交付金、一般会計などからの繰入金などとなっています。

歳出は、総務費、保険給付費、地域支援事業などを計上しています。

サービスマス事業勘定の歳入歳出予算の総額は1千69万3千円で前年度対比1千円の減少となっています。

歳入は、サービス収入、一般会計からの繰入金などとなっています。

歳出は、介護支援専門員の人件費などを計上しています。

### 後期高齢者医療特別会計

#### 予算総額

1億2千4百万6千円

歳入歳出予算の総額は1億2千4百万6千円で前年度対比1千21万3千円の増加となっています。

歳入は、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金などとなっています。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しています。

### 水道事業会計

#### 収益的収入の予算総額

1億8千5万8千円

#### 収益的支出の予算総額

1億7千2百1万円

#### 資本的収入の予算総額

1億6百11万8千円

#### 資本的支出の予算総額

2億3百25万8千円

収益的収支勘定は、収入の予算総額1億8千5万8千円で前年度対比968万9千円の減少となっています。

主な内容は、給水収益（水道料金など）、他会計補助金、長期前受金戻入などです。

支出は、予算総額1億7千2百1万円で、前年度対比4百42万7千円の減少となっており、人件費、各施設修繕費などを計上しています。

資本的収支勘定は、収入の予算総額1億6百11万8千円で前年度対比1千7万9千円の減少となっています。

主な内容は企業債の借入

金、他会計負担金などです。支出は、予算総額2億3百25万8千円で、前年度対費2百36万6千円の増加となっており、配水管改良工事、企業債元金償還金などを計上しています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9千7百14万円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額で補てんし、事業を実施します。

水道事業の詳細は、別冊「松前町の水道」をご覧ください。

### 病院事業会計

#### 収益的収入の予算総額

11億6千6百46万8千円

#### 収益的支出の予算総額

14億3千7百60万3千円

#### 資本的収入の予算総額

5千2百21万7千円

#### 資本的支出の予算総額

6千4百30万3千円

の予算総額11億6千6百46万8千円で、前年度対比7千3百50万7千円の減少となっています。

収益の根幹である入院・外来収益は、1日平均入院患者数75人、外来患者数211人と推計し、入院収益を5億9千3百21万6千円、外来収益を3億6千7百6万3千円と見込んでいます。

支出は、予算総額14億3千7百60万3千円で、前年度対比5千6百57万円の増加となっています。

主な内容は、医師および看護師などの給与費、薬品費、診療材料費、施設管理業務の委託料などを計上しています。

当年度の予定純損失額は、2億7千5百52万3千円の見込みで、更なる収益の増加と費用の抑制に努力していきます。

なお、医業外収益の補助金は地方交付税が確定した段階で補正する予定です。

資本的収支勘定は、収入の予算総額5千2百21万7

## 令和元年度 補正予算

### 一般会計(第8回)

#### 予算総額

53億9千2百87万6千円に

既定の歳入歳出予算の総額から2億1千3百12万4千円を減額し、予算総額は53億9千2百87万6千円となりました。

補正の主な内容は、障害者自立支援に係る費用、プレミアム付商品券発行事業補助金、町営住宅建設工事請負費の減額などです。

### 国民健康保険特別会計

(第3回)

#### 予算総額

11億6千3百84万2千円に

既定の歳入歳出予算の総額から8千9百30万6千円を減額し、予算総額は11億6千3百84万2千円となりました。

補正の主な内容は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費などの減額です。

### 介護保険特別会計

(第5回)

#### 保険事業勘定の予算総額

10億3千2百25万4千円、サービス事業勘定の予算総額1千2百99万1千円に

保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から9百27万8千円を減額し、予算総額は10億3千2百25万4千円となりました。

補正の主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業給付費の減額などです。また、サービス事業勘定では、既定の歳入歳出予算

の総額に11万8千円を追加し、予算総額は1千2百99万1千円となりました。

### 後期高齢者医療特別会計

(第2回)

#### 予算総額

1億1千7百91万円に

既定の歳入歳出予算の総額に4百62万6千円を追加し、予算総額は1億1千7百91万円となりました。

補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金保険料等分の増額などです。

### 水道事業会計(第4回)

収益的収入の予算総額1億8千9百98万8千円、収益的支出の予算総額1億7千39万5千円、

資本的収入の予算総額1億1千2百58万6千円、資本的支出の予算総額1億9千3百57万4千円に

収益的収支勘定の収入の予算総額から4万1千円を減額し、予算総額1億8千9百98万8千円、支出の予算総額から3百13万2千円

を減額し、予算総額1億7千39万5千円となりました。

補正の主な内容は、漏水調査委託料などの減額です。

また、資本的収支勘定の収入の予算総額から3百61万1千円を減額し、予算総額1億1千2百58万6千円、支出の予算総額から、1千6百96万2千円を減額し、予算総額は1億9千3百57万4千円となりました。

補正の主な内容は、配水管改良工事に係る工事費の減額などです。

### 病院事業会計(第3回)

収益的収入の予算総額13億1千62万5千円、収益的支出の予算総額13億5千4百65万5千円、

資本的収入の予算総額3千9百99万9千円、資本的支出の予算総額5千8百47万3千円に

収益的収支勘定の収入の予算総額から2千9百35万円を減額し、予算総額13億1千62万5千円、支出の予算総額から1千18万7千円

を減額し、予算総額は13億5千4百65万5千円となりました。

補正の主な内容は、給与費、薬品費の減額などです。

また、資本的収支勘定の収入の予算総額から2百35万3千円を減額し、予算総額3千9百99万9千円、支出の予算総額から百25万1千円を減額し、予算総額は5千8百47万3千円となりました。

補正の主な内容は、工事請負費、修学資金貸付金の減額などです。

## 条例の改正など

### 条例の改正

特別職の職員で非常勤のもの、特別職の職員及び費用弁償に関する条例

無報酬である非常勤の特別職に報酬額を定め、公務災害補償の適用対象とするため、条例の一部を改正しました。

### 松前町道路占用料徴収条例

例 国道の占用料に準じて設定している町の占用料を、「道路法施行令」の改正により改定された国道の占用料に準じて改定するため、条例の一部を改正しました。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」により、改正する法律」により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が一部改正されたため、この法律を引用している関係条例を改正しました。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

「地方自治法等の一部を改正する法律」により、「地方自治法」が一部改正されたため、この法律を引用している関係条例を改正しました。

災害弔慰金の支給等に関する条例

「災害弔慰金の支給等に関する法律」および「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正されたことに伴い、条例を改正しました。

松前町営住宅の設置及び管理に関する条例

「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行されることに伴い、公営住宅の明渡しに関する事項の改正が必要となったため、条例を改正しました。

松前町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例

地方公務員法第31条に規定する「職務の宣誓」を会計年度任用職員も行う必要があることから、関係条例を改正しました。

その他

渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議

渡島公平委員会を組織する構成団体の解散脱退により、当該委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について協議があったので、原案のとおり可決しました。

松前町財政調整基金の支出

財産管理事業、保健衛生事業、農林水産業振興事業などに充当するため、令和2年度において1億円以内を支出（支出）できるようにしました。

町政の主人公は町民の皆さんです！

議会映像のブルーレイ・DVDを貸し出しています

松前町議会では、議会映像のブルーレイ・DVDの貸し出しを行っています。希望される方は議会事務局または各支所へお問い合わせください。

また、議会の内容を記録した会議録は松前町のホームページでご覧になれます。

URL

<http://www.town.natsushima-hokkaido.jp/hotnews/detail/00000317.html>

議会傍聴してみませんか？

傍聴に必要な手続きは、傍聴者カードに住所・氏名を記入するだけです。議会で何がどう決まっていくなか、ぜひ議会を傍聴してみてください。

問 議会事務局（役場内）

☎ 42-2275

# ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～

## 新入学期の交通安全運動

期間：4月6日(月)～4月15日(水)

### 運動の重点項目

- ◎新入園・入学児童の交通事故防止
- ◎自転車の安全利用の推進

新入園・入学児童を交通事故から守りましょう！

日差しが明るく輝き、吹く風もさわやかな春の季節が到来してきました。

この季節は、交通量が増え、通園・通学に慣れない新入園・入学児童などの飛び出しや車のスピードの出しすぎ、注意力散漫による前方不注意などの交通事故の発生が特に懸念されますので、通園・通学路の近くは特に注意するなど、事故を起こさないための心がけをしましょう。

走行中の自転車の交通事故に注意！

◎自転車安全利用5則◎

- ◆自転車は、車道が原則、歩道は例外です。
- ※幼児・児童（13歳未満）などの自転車は歩道通行が可能です。
- ◆車道は左側を通行する
- ◆歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行する。
- ◆（歩道通行可の標識有）安全ルールを守りましょう。
- ◆子どもはヘルメットを着用しましょう。